

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び 地域再生法施行令の一部を改正する政令の概要

内閣官房副長官補付（地域活性化担当）

1. 産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域について

地域再生法第5条第4項第4号の規定に基づき、政令で定めることとされている産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域（集中地域）について、以下の3法令に基づく区域とするもの。

- ・首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯
- ・近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域
- ・首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域

2. 集落生活圏から除かれる区域について

地域再生法第5条第4項第5号の規定に基づき、政令で定めることとされている集落生活圏から除かれる区域について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域とするもの。

3. 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域について

地域再生法第17条の2第1項第1号の規定に基づき、政令で定めることとされている集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域について、東京都の特別区の存する区域とするもの。

4. 建築等の届出を要する行為、要しない軽易な行為等について

地域再生法第17条の8第1項第2号並びに同条第2項第1号及び第3号の規定に基づき、政令で定めることとされている建築等の届出を要する行為又は要しない軽易な行為について、地域再生拠点区域への誘導施設の立地誘導や拠点としての効果的な機能発揮を図る観点から、種々の行為をその対象として規定するもの。

5. 施行期日

地域再生法の一部を改正する法律案の施行の日（8月10日）とするもの。